

## 楽天 Edy サービス利用約款 キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約

### 第1条 (目的)

1. 本特約は、利用者がキャッシュレス・消費者還元事業（以下「本事業」といいます。）に登録する加盟店（以下「登録加盟店」といいます。）で Edy を使用する場合において、適用されます。
2. 本特約に定めのない事項については、楽天 Edy サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）が適用されますが、本約款の定めに対して本特約の定めが優先して適用されます。

### 第2条 (定義)

本特約において使用する語句の定義は、次のとおりとします。

●「補助金事務局」:

経済産業省から採択された本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会

●「キャッシュレス決済手段」:

クレジットカード、電子マネー、QR コード決済等、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段

●「登録決済事業者」:

加盟店又は消費者に対してキャッシュレス決済を提供する事業者であって、本事業の対象として補助金事務局に登録された事業者

●「消費者還元」:

キャッシュレス決済手段を用いて登録加盟店で支払いを行った利用者に対してポイント、前払式支払手段等で当該支払額の一部を還元すること

### 第3条 (Edy ギフトによる消費者還元)

1. 2019 年 10 月 1 日から補助金事務局または当社が本事業を終了する日までの期間において、利用者が Edy を用いて登録加盟店で支払いを行った場合、別途、補助金事務局が定め、当社が所定の方法で利用者に周知する条件により、当該支払額の一部について、Edy ギフトの方法で利用者に還元します。
2. 当社は、前項に定める消費者還元の対象となる Edy を用いた支払いについて、一回の支払額に上限を設定する場合があります。

### 第4条 (補助対象外取引)

次の各号に定める取引（以下「補助対象外取引」といいます。）については、消費者還元の

対象外とします。

- (1) 消費税法に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等の販売
- (2) 全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
- (3) 新築住宅の販売
- (4) 当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）及び勝車投票券（オートレース）の販売
- (5) 収納代行サービスや代金引換サービスに対する支払い
- (6) 給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- (7) キャンセル又は返品により存在しなくなった原因取引に対する支払い
- (8) その他本事業の目的・趣旨から適切でないと国及び補助金事務局が判断するものに対する支払い

#### 第5条（不当な取引の禁止）

利用者は、故意又は過失のいかんにかかわらず、次の各号に定める取引（以下「不当な取引」といいます。）を行ってはならないものとします。

- (1) 他者のEdyを用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (2) 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (3) 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (4) 補助対象外取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (5) 補助対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは補助対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- (6) 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- (7) その他補助金事務局が、本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引

#### 第6条（不当な取引が発覚した場合等の措置）

1. 当社は、利用者が不当な取引を行った場合又はその疑いが発生した場合、当該利用者に

対して、チャット、メール、電話等による調査又は訪問調査を行うことがあります。この場合、利用者は当該調査に協力するものとします。

2. 当社は、利用者が不当な取引を行った場合若しくはその疑いが発生した場合、又は利用者が前項の調査に協力しなかった場合、事前の通知催告を要せず、直ちに当該利用者の楽天 Edy サービスの利用資格を取り消し、消費者還元を停止することができ、利用者はこれに異議なく承諾するものとします。
3. 利用者は、利用者に帰責する不当な取引やその疑いが発生したことにより、当社、国、行政当局、補助金事務局、登録決済事業者その他第三者に損失が生じた場合には、当該損失額に相当する金額を賠償しなければならないものとします。

#### 第7条（有効期間）

1. 本特約は、2019年10月1日より適用され、補助金事務局または当社が本事業を終了する日に終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第6条の規定は本特約の有効期間後も有効に存続するものとします。

#### 第8条（特約の変更）

当社は、あらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知することにより、本特約を変更することができます。当該告知後、利用者が Edy の発行を受け又は Edy を使用したときは、当社は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

以上

（2019年10月1日版）